

令和5年4月28日

放課後児童クラブ利用保護者 各位

岩沼市長 佐藤 淳一  
(公印省略)

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の取り扱いについて

当市の児童福祉行政につきましては、日ごろより御理解御協力をいただき、ありがとうございます。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが5類感染症へと見直されます。これを受け学校における濃厚接触者等の特定も行われなくなりますので、児童クラブにおいても同日から濃厚接触者の特定及び放課後児童クラブの利用料の免除を実施しないこととし、対応を下記のとおりとします。

**※児童や児童の同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、必ず児童館・児童センター御連絡ください。**

記

1. 適用開始日 令和5年5月8日(月)から

2. 新型コロナウイルス感染症に係る放課後児童クラブの対応について

	状況	対応
①	児童に感染が確認された場合	・発症日を0日目として、発症後5日間は利用を控えてください。 ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰やのどの痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは利用を控えてください。 ※ 発症後10日間はマスク着用にご協力をお願いします。
②	通学している小学校から出席停止の決定がなされたとき	・出席停止が解除されるまで利用を控えてください。
③	児童の同居家族で感染が確認された場合	・自宅保育にご協力ください。

※ なお、今後の感染拡大状況に応じて取り扱いに変更が生じる場合がありますので御承知おきください。

※ 家族や職場に感染者が発生した場合、送迎者はマスク着用にご協力ください。

・岩沼市北児童センター TEL: 0223-22-2857  
・岩沼市南児童館 TEL: 0223-22-3852  
・岩沼市東児童館 TEL: 0223-25-0455  
・岩沼市西児童センター TEL: 0223-22-4677  
・岩沼市健康福祉部 子ども福祉課 保育支援係  
TEL: 0223-23-0826